

支援悪用 父子関係絶つ

虚偽DV見逃しは違法

妻と県に異例の賠償命令

名古屋地裁

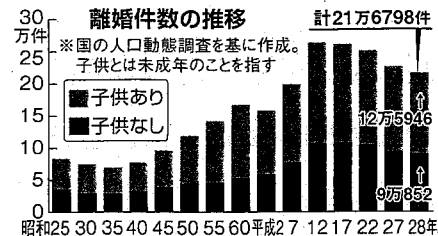
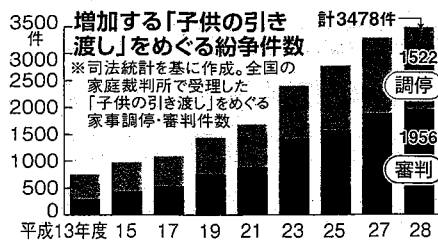
子供を連れて別居中の妻が捏造した家庭内暴力(DV)の話を警察官がうのみにした結果、不当にDV加害者と認定され、子供と会えなくなったとして、愛知県に住む40代の夫が、40代の妻と県に慰謝料など計330万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、名古屋地裁(福田千恵子裁判長、小林健留裁判官代読)が夫側の主張を認め、妻と県に計55万円の賠償を命じたことが7日、分かった。判決は4月25日付。社会問題化している「虚偽DV」をめぐる、相手親と行政側の賠償責任を認定した判決は極めて異例とみられる。

子供を連れて別居した。夫の申し立てを受けた名古屋家庭裁判所支部は26年、妻に夫と子供を定期的に交流(面会・手紙のやり取りなど)させるよう命じた。しかし28年、妻は愛知県警を訪れ、DV防止法に基づき夫に住所などを知られないようにする支援を申請。対応した警察官は「妻はDV被害者で、今後もDVを受ける危険がある。支援の要件を満たしている」との意見書を作成した。夫と子供を定期的に交流(面会・手紙のやり取りなど)させるよう命じた。しかし28年、妻は愛知県警を訪れ、DV防止法に基づき夫に住所などを知られないようにする支援を申請。対応した警察官は「妻はDV被害者で、今後もDVを受ける危険がある。支援の要件を満たしている」との意見書を作成した。夫は「妻の住所が記載された住民基本台帳の閲覧などができなくなり、子供との交流が絶たれた。夫は「妻のDV主張は虚偽なのに警察は調査せず事実と認定した。名誉を毀

損された上、子供と会えなくなった」として妻と県を提訴。妻側は「過去のDVや今後もDVの危険があることは事実だ」、県側も「県警の認定に問題はない」と反論していた。福田裁判長は「妻側の主張するDVは診断書などがなく、誇張された可能性が

ある。妻は子供と夫の交流を絶つ意図で支援を申請したと認められ、制度の目的外使用だと認定した。県警の対応についても「虚偽DVが社会問題化している以上、制度の目的外使用の可能性も念頭に、妻の説明の不審点や疑問点を確認する義務があった」と指摘。「現在もDVの危険があるかどうかは客観的に判断できる。しかし今回、県警は事実確認を一切行わずに認定した」。

国会でも平成27年4月、ニューズキャスター出身の眞山勇一参院議員が、現行制度下で子供の連れ去りや虚偽DVが横行している問題を指摘した。福田裁判長は「いったんDV加害者と認定されれば容易に覆らない現行制度は見直すべきだ。まず被害者を迅速に保護して支援を開始した上で、加害者とされた側の意見もよく聞き、その結果に応じて支援の在り方を見直していく制度にすれば、社会問題化している制度悪用の弊害を防げる」と指摘。司法府が立法府に注文をつけるのは異例だ。



虚偽DV、をめぐる訴訟の主な争点

原告側(夫)の主張	被告側の主張	名古屋地裁の判断
<p>1 妻による支援申請は適切だったか</p> <p>妻のDV主張は虚偽であり、今後もDVの危険は存在しない状況だった。妻は支援要件を満たさないうちから、夫と子供の交流を絶つ目的で支援を申請しており、制度の悪用だ</p>	<p>妻] 過去に夫からDVを受けていた。今後もDVを受ける恐れがあり、夫に住所を知られないようにする必要があった。DV支援の申請は適切だった</p>	<p>過去のDVが事実かは判然としない。時系列や事実関係からは、妻は支援申請の時点でDVの危険性がなく、支援要件を満たさないと認識しながら、夫と子供の交流を絶つ目的で支援申請をしたと認められる。制度の目的外使用で、違法性がある</p>
<p>2 愛知県警の対応は適切だったか</p> <p>DV加害者とされる側は不利益が大きいため、支援要件を満たさかどうかの相談は、加害者側、被害者側、十分な調査を果した義務がある。加害者側の説明だけで「支援要件を満たす」と判断しており、不当だ</p>	<p>[愛知県] DV被害者の保護を最優先すべきである以上、「DVが認められない」といえない程度に認定ができれば「支援要件を満たす」と判断してもよい。DV防止法上、相談機関は「加害者側の権利を守る義務を負っていない</p>	<p>DV防止法では、相談機関は被害者だけでなく「加害者」も守る義務を負っている。加害者とされた側も救済が困難である以上、相談機関は支援要件の判断に当たって適切な調査をする義務があるが、愛知県警はそれを怠った</p>

「より良い制度に向けた検討が期待される」。今回の判決で、福田千恵子裁判長はそう踏み込んだ。この提言は①DV被害者の支援制度が、子供と相手親を引き離す手段として悪用されている②加害者とされる側の権利を守る手続きがなく、虚偽DVの温床となっている③この判決は今後、制度の在り方をめぐる議論につながる可能性もある。

子供をめぐる夫婦間トラブルで多い類型は、「一方の親が相手親に無断で子供を連れ去り、その理由として「DVを受けていた」と主張する」というものだ。

従来は、たとえ連れ去りの結果であっても、現在の子供の成長環境の維持を考慮する考え(継続性の原則)などが重視され、連れ去られた側が不利となる事例が多かった。さらに相手からDVを主

社会問題化「制度見直すべきだ」

張された場合、子供との交流の頻度や方法を定める際にも不利に扱われやすくなる。

DV主張は覆すのが困難で、実務上、証拠がなくてもDVが認定されることが多い。実際、裁判記録などによると、DV認定を抗議した夫に警察官は「女性がDVを断えたら認定する」と発言。法廷でも「支援申請を却下したことは一度もない」と証言した。

この問題に詳しい上野晃弁護士は「こうした運用は愛知県警だけでなく、全国的に同様だ。警察は申請を却下した後には事件などが起き、責任追及されるのを恐れたため」と分析する。

一方で近年では、「親権や慰謝料を勝ち取る法的テクニックとして、DVの捏造が横行している」「連れ去りをした側が有利な現状はおかしい」との指摘も出ていた。

妻側は既に控訴しており、上級審の判断が注目される。

(小野田雄一)

親権のための法的テクニック

国会でも平成27年4月、ニューズキャスター出身の眞山勇一参院議員が、現行制度下で子供の連れ去りや虚偽DVが横行している問題を指摘した。

福田裁判長は「いったんDV加害者と認定されれば容易に覆らない現行制度は見直すべきだ。まず被害者を迅速に保護して支援を開始した上で、加害者とされた側の意見もよく聞き、その結果に応じて支援の在り方を見直していく制度にすれば、社会問題化している制度悪用の弊害を防げる」と指摘。司法府が立法府に注文をつけるのは異例だ。

原告側代理人の梅村真紀弁護士は「判決が、子供第一の協議が行われるきっかけになってほしい」と話す。

DV防止法による支援 被害者から支援申請を受けた警察や婦人相談所などの相談機関は、支援要件(過去のDV歴・緊急性の高さ・今後のDVの恐れなど)を満たすかどうかを判断し、意見書を作成する。意見書に基づき自治体はシェルター(避難所)の提供や、加害者による住民基本台帳の閲覧申請の却下などを行う。ただし、意見書作成の実務では被害者の主張が重視される。一方、加害者とされる側の権利保護が考慮されないことが多いとされ、「虚偽DV」「冤罪(えんざい)」「DV」の温床となっているとの指摘が出ている。